

第 22 回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成 24 年 12 月 7 日（金）

19：00～21：00

場所：市役所 中会議室

出席者：嶋田准教授、草野委員、長谷部委員、片桐委員、野村委員、
（庁内プロジェクト・チーム）橋本係長、渡辺主任、半田主任、中野主任、松岡主任、
矢幡主査、永楽主査、井上主事、原主査
（事務局）江田主幹、笹倉主任

- 1、開会
- 2、前回会議内容について

発言の要旨

事務局：【資料に基づき＜目的＞＜条例の位置付け＞を説明。公共交通機関遅延の影響で嶋田先生の到着が遅れるため意見交換を先に進めておく旨を報告】

委員 A：全般的なことですが、今は例えて言うなら、森の中の木の部分の議論をしているような気がして総合的に見なければわからない部分があります。例えば、「市民参画」ですが、定義には言葉が出てきますが、他の条文ではほとんど出てきません。「市民参画」という言葉をわざわざ定義している割には、ほとんど出てこないのはどうなのでしょう。最後に提示されることになると思いますが、定義付けしていることが条例の他の箇所にもどのように波及しているのかを総合的に見るために、1冊にまとめたものを貰いたいと思います。

委員 B：前回会議で＜目的＞の条文内容は、その前の＜前文＞の内容を受けるという話がありましたが、反映しているのでしょうか。

事務局：＜前文＞は議論中ですので、今回提示しているものには反映していません。

委員 A：＜前文＞には条文には盛り込めない内容を書くものと思っています。水郷日田や咸宜園など日田市のコアとなっている部分、林業、観光、歴史とかいう内容は前文でなければ書けませんので、その意味で前文の意味があると思います。前文は「日田市はこのようなところですよ」というのを強調するだけでよいのではないのでしょうか。＜目的＞との整合性については、前文の後段部分とずれていなければよいと思いますし、現時点でもそのようになっていると思います。

事務局：今日は委員さんから事前に提出された＜前文＞についての案を反映させたものを資料として配付しています。

委員 C：私はこの修正された＜前文＞は、以前からの会議での意見が反映されていてよいと思います。

事務局：事務局から一つ提案があります。この〈前文〉を事務局内部で検討する中で、「前文を市民に公募してはどうか」という話が出ました。理由としては、前文には日田市がどのようなまちであるかについての説明が入るということ、条例の最初にあるものなので高尚な文章表現が望ましいのではないかという考えからです。条文については、この市民ワーキンググループで考えて、今後設置する策定委員会などで決めていくことになりますが、前文については上手い表現で日田市をアピールできる方も市民の中にはいらっしゃると思います。総合計画を作る時など、子ども達に未来の日田市の絵を書いてもらうコンクールなどをしますが、それに近いものだと考えています。自治基本条例については市民のみなさんと作っていくというものですから、前文の部分は公開で募集するという手があるのではないかと。前文案がいろいろと出てきましたら、どのような審査方法で採用を決定するのかというのがありますが、まずは今日、市民ワーキンググループのみなさんへの提案とさせていただきたいので、ご意見をお願いします。

庁内PT①：前文を公募してはどうかという案が出ましたが、仮に公募するとした場合の方法についてです。この会議の議事録は以前から公表していますが、それだけでは市民のみなさんはわかりにくいと思います。条例の前文とはどのような位置付けなのかというのを体系図などを使ってイメージできるようにした方がよいのではないのでしょうか。

委員A：作文を募集するということでしょうか。前文として書かれた起承転結のある作文の良い部分だけ使うというわけにはいかないと思いますので、誰か一人の提案を全部採用しなければならない。そうすると、その人一人だけに書かれたものが前文として載るわけですが問題ないのですか。公募して、提出されて、審査をするとなるとかなりの期間が必要になると思います。私は賛成しかねます。

事務局：仮に公募するということになれば、当然のことですが、趣旨や文字数、最低限盛り込まなければならない内容等の様々な条件を示したうえで行うことになります。

庁内PT②：市民ワーキンググループでいろいろなイメージを湧かせながら条例の趣旨から考えてきました。市民に前文案を提示して、それを見てもらって意見をもらう分には問題ないと思いますが、ゼロから作って提出されたものを審査して、前文に載せるというのは無理があるのではないのでしょうか。市民ワーキンググループのみなさんが、ここまで努力して積み上げてきたものがあるので、その意見をまとめて市民ワーキンググループ案として出して意見を募集するのはいいと思います。ゼロからでも文章としては良いものが出てくるかもしれませんが、中身が無いと思います。

委員A：優秀な作文を募集するのではなくて、この市民ワーキンググループで出し合った意見を集約し、最後には事務局がまとめた形で庁議、市議会を経て条例として完成するという代物です。つまりみんなの総意でできるものになるので、一個人のものを前文として載せるというものではないと思います。現時点の前文案に盛り込まれている内容も、日田市の特徴を表す有名どころを押さえていると思っていますので、公

募の必要はないと思います。

事務局：今日の提案趣旨としては、市内にも文学団体があって文章として高尚な表現ができる方がいるのではないかということ。それと、前文の公募を通じて市民に自治基本条例を知ってもらうという狙いもあって、一つの案として出たわけです。

委員A：市民に広く周知という目的はよいのですが、そのために前文の公募という手法を利用するのではなく、周知については違う方法すべきです。

事務局：前文の公募については、一つの案としてどうかという程度ですので、市民ワーキンググループの皆さんが今の案をベースにして、それに対して意見をもらおうということであれば、そうすべきだと思います。

委員C：受けた市民の側もゼロの状態からでは難しいと思います。案を示して意見をもらう方がまとまりやすいのではないのでしょうか。

委員A：前文について意見を募集するのであれば、前文を全て載せてみてはどうでしょうか。ただ、広報誌のスペースの制限もあるでしょうし、方法が良いかはわかりませんが。

庁内PT①：前回会議を受けて私も前文案を考えました。以前の会議で前文に盛り込まれている内容が多岐にわたっていてごちゃごちゃしているという話がありました。そこで、賛否両論あると思いますが、日田市に関する固有名詞などを外して書いてみるのはいかがでしょうか。一つのことを入れると、それにつられてあれもこれもとなってしまうので。

委員C：以前の会議の中で委員同士が議論して、盛り込んだ方がいいと思うことを出し合って、それを上手く前文案という形に入れ込んでいると思いますので、このままでいいと思います。

委員D：今日配付された前文案については、結構まとまっていると思います。日田市は「水」のまちだと思っていますので、筑後川の上流域という言葉も入れてみれば津江地区から全部繋がってくると思います。それと、「まち」という言葉が多すぎるような気がするので、まとめてみてはどうでしょうか。

委員A：「まち」という言葉は何箇所も出てきてもいいと思います。「まち」という言葉をまとめると、一文が長くなります。文章が長くなると必ず中身がよじれてしまいますので、一文一義ということもありますので、「まち」という言葉の頻度が高くなってもよいのかなと思っています。

委員D：語尾を「まち」にせずに、違う形で一文を切れればよいのではと思ったところです。

庁内PT③：市民ワーキンググループの委員さんとしては、現時点の前文案で概ねよ

くて、今の案を広報など何らかの方法で出す。そして感想なり意見なりを求めて事務局として修正するのか、出た意見を全て会議の場に出して議論するのかを考えればよいのかなと思っています。

委員A：今の前文案に対しての意見を広報誌で募集することを検討するということと、「まち」という言葉が多くなりすぎないように整理するということ。ですから、もし広報誌に前文を載せて感想を求めるということになれば時間がかかると思いますので、前文については現時点では保留でいかがでしょう。

事務局：今の前文案は事務局案と委員案のミックスしたものですので、仮に広報に載せるとしても、もう少し会議で意見をいただいて整理したいと思います。

庁内PT①：今日配付の案の中に、修正前には無かった「吹上遺跡」という言葉がありますがどのようなことなのでしょう。

委員A：国の重要文化財に指定されていることからです。

庁内PT①：文化財ということであれば、国指定史跡として日田市には他にも小迫辻原遺跡やガランドヤ古墳など多くありますので、どの名称を出すのがよいのかということになるのではと思ったところです。

庁内PT②：全ての名称を並べるわけにはいかないのです、そこは整理するしかないと思います。

委員B：前文案の中に「阿蘇、くじゅう山系」という言葉がありますが、他の文献で「津江山系」という言葉を見たことがありますので、どちらなのかとは思いました。それと、日田市の地理的な位置付けとして、「北部九州」なのか「九州北部」なのか。

事務局：山系、地理的な位置付けについての表現は、どれが適切なのか確認します。

委員A：【到着した嶋田先生に状況の説明。＜目的＞と＜条例の位置付け＞については目を通した後、意見があれば出していただきたい。今は＜前文案＞を議論中であるが、事務局からの一つの意見として、広報誌に前文だけを掲載し市民からの感想を求めるのはどうかということ。それを通じて、自治基本条例を作っているという意識の植え付けにもつながるのではないかと。考えてみてもよいのではないかと話があった旨を報告】

3、本日の意見交換項目について

発言の要旨

委員A：＜定義＞についてです。市民の定義の中で、「不動産を所有する者」というのはどういうことなのでしょう。例えば、都会に住んでいて山を日田市に持っている人や空き家を持っている人も含まれるのでしょうか。入れる意味があるのでしょうか。

嶋田先生：責任をもってもらおうという意味があると思います。

委員D：この会議での議論から出てきた内容だったと思いますが。

委員A：確かに会議の場に出てきた事ですが、未相続のままの山の所有者などどうなるのですか。

委員D：もちろんそのような人はいますが、この条文の中に入れておけば、何かあった時に対応しやすくなると思います。

嶋田先生：具体策への足掛かりにはなると 생각합니다。北九州市では、耕作放棄地問題などをどうにかしたいということから「不動産を所有する者」を入れているようです。

委員A：以前の会議で話が出ていました、別荘に居住する人も含まれると考えていいのでしょうか。2、3日セカンドハウスに泊まりに来る人達などに、責任を課すために市民に含めるとするならば、反対に権利も発生することになるのでどのように調整するか難しいと思います。

嶋田先生：狙いとしては、市外に住んでいて不動産を所有している人などは、自治基本条例に謳われる市民参画などの権利を主張することはほとんどなく、逆にきちんと責務を果たしてもらおうことの方があると思います。

事務局：今回の水害で空き家の問題がありました。空き家の所有者が何もせず近所の人達が片付けをしたということがあります。総合計画の後期基本計画を策定しており先日答申があったのですが、その中でも空き家の問題に取り組むように意見が出ました。所有者にも責任を持ってもらわないといけないということです。

委員A：個人的には、「事業者等」の中に不動産を所有する者を入れた方がよいのではないかと思います。

委員D：これは以前の会議からの話でかなり議論になったので、できれば「市民」の中に入れてもらわないといけないと思っています。例えば、別荘に来るまでには道を利用しますし、もし火事でもあった時には地元の消防団が対応することになり、何かしら関わってくると 생각합니다。

嶋田先生：このように責任をもってもらう以上、ある程度は市民としての権利を認めていく。参加していただければ、それは広く受け入れるということなのだろうと思います。

委員A：第2号と第9号とで、「本市の区域内」という表現と、「市内において」という表現がありますが、統一すべきだと思います。それと、住民に外国人を含めるかどうかについて、現時点の案では含めるようになっていますが、みなさんは本当にそれでよろしいのか確認します。住民投票に関係しますので。

嶋田先生：この条例でいう住民投票は、決定型の住民投票ではありません。法的な拘束力はありません。

委員A：確かに法的な拘束力はありませんが、波及効果は大きいと思いますので少し考えてもよいと思います。

嶋田先生：外国人をどう捉えるかです。個人的な考えとしては、現在の外交問題は考える必要があるとしても、現に地域で暮らしている人とは区別するべきではないかとは思っています。参政権問題とは異なりますので。

委員A：自治基本条例の先行事例では外国人の住民投票を認めている事例は割合として多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

庁内PT④：他自治体が多いか少ないかということよりも日田市としてどうなのかを考えることが第一だと思います。実際、日田市に外国人が住んでいるので、その人たちの意見を聞くことも今後の日田市のためにもつながるのではないかという思いはあります。

委員A：次に、「行政」という用語の定義がありますが、『司法』『立法』『行政』というイメージがあります。そのように考えると、行政という表現にするのは少し大げさな感じがします。「市の執行機関」という表現がわかりにくいのであれば、せめて「市の行政機関」とすべきではないでしょうか。

嶋田先生：確かに、「行政」という定義は珍しいような気がします。多くは、「市長等」とか「執行機関等」ですので、違和感があります。次の「市」という定義も、「市議会及び行政をいう」とされていますが、行政という言葉だけで全て含むことにもなりますので、再度整理をお願いします。

委員A：「まちづくり」の定義ですが、「住みよい地域社会をつくるための取り組み及び市政運営をいう」ことのようにですが、このままで私は問題ないと思います。次の「市民参画」ですが、この【たたき台案】を全体的に見たときに、市民参画というのをあまり見かけません。もう一度チェックしてみてください。「参画しなければならない」とか「参画するものとする」というのはありますが。

嶋田先生：確かに、用語として余り出てこないのであれば定義する必要はないかもしれませんが。以前話したかもしれませんが、「市民参加」「市民参画」というのは、確か東京都あたりの自治体で使い分け始めました。「参加」というと単に参加するだけに感じますが、「参画」というと意思決定にまで影響を及ぼすようなニュアンスがあるということで使い始めています。部分を担う、責任を伴うというニュアンスも含んでいます。二つの部分があって政策決定の際に市民が主体的な意見を述べていくということと、責任を担うというニュアンスをもう少し出した方が市民参画の言葉としては適切かなとは思っています。ただ、そもそも「市民参画」という言葉の定義付けをする必要があるかというのがあります。

委員B：阿賀野市の条例では、市民参画の定義として、「市民がまちづくりに参加するだけにとどまらず、市の政策に関わり、行動する」という内容ですが、この方がよいのではないのでしょうか。

嶋田先生：それでは、阿賀野市の条例の定義を参考にし、私が申し上げたニュアンスも考慮しながら、もう一度出していただけますでしょうか。それでは、次の用語の定義の「協働」について何かありますか。

委員A：「多様な主体が目標を共有する」とありますが、多様な主体とは、自治会や老人会やNPOなど色々な団体のことなののでしょうか。そうであれば、目標を共有することなどできるのでしょうか。

嶋田先生：共有できなければ、協働できないことになります。協働の定義としては、何か一つのことに向かって協力し合うことですから、例えば自治会と老人会が協力できなければ協働はできないでしょう。

委員A：もう一つ、「自立性を尊重し、連携し、協力し合う」とありますが、並列な関係になるのでしょうか。尊重したうえで連携し協力するというのであればわかります。「尊重し、かつ、それぞれが連携し協力する」のように。

嶋田先生：条例作成上の技術的なことですので、法制担当と話し合いながら、より適切な文章にしていいただければよいと思います。

庁内PT⑤：現時点では、「目標を共有し」となっていますが、「課題と目標を共有し」としてはどうでしょうか。「地域課題」としてもよいと思います。

嶋田先生：今の条文案は、一般的な協働の定義で書かれていますが、今の話のように「地域課題」を入れた方がよりわかりやすいし、意味があるかもしれません。

委員A：課題と目標というのは異なるものですので、共有するというのはわかりにくいです。例えば、風邪を引いたという時には、「風邪を治すのが目標」になります。では、課題は何かというと、平熱と比べて熱が2度高ければ、それを下げるというのが課題になります。つまり、目標のなかに課題は多く存在するわけですので、どれを取るかというのも課題になってしまいます。

嶋田先生：克服すべき何らかの問題や課題があって、それをどうするのかというのが目標になるのだと思います。やや分かりにくいという意見もありますが、「地域課題と目標」を共有するということにしてはどうでしょうか。

委員A：「地域課題」といっても、例えば津江の方と市街地と課題を比べると異なるわけだから協働の対象にならないような気がします。

委員D：それは、例えば津江であれば津江の地域の中で老人クラブと青年団と同じ目標を共有してやればよいだけであって、津江地域の課題を市街地の老人クラブに来て

もらって何かをするということではないと思います。ですから、協働の定義の中に、地域課題と入れても問題ないのではないのでしょうか。

嶋田先生：このポイントは互いの自主性及び自律性を尊重するということで、「協働の名の下に押し付けてはいけませんよ」ということです。

委員B：「対等な立場で」という言葉も入った方がよいのではないのでしょうか。

嶋田先生：一つの文としては、やや長い気もしますが「互いに対等な立場で、互いの自主性及び自律性を尊重する」というイメージで一度修正していただきたいと思います。それを見て、やはり長いということになれば説明文の方に入れましょう。

庁内PT②：「地域コミュニティ」の定義ですが、子ども会が含まれています。通常、子ども会というと、子どもだけの集まりで親は含まれませんが、そのような認識を採るということでしょうか。自治基本条例なので、子どもの集まりでもコミュニティとしても差し支えないとは思っていますが。

事務局：ここでの子ども会は、親も含んだうえでの、子ども会という認識です。日田市では育友会といってPTA、地域、学校で成る組織がありますが、条文の上で色々な組織を並べていくと、あれもこれもとなくなってしまいます。自治会は外せませんが、その他のものとして、子どもからお年寄りまでということで、代表的なものとして「子ども会」「老人会」を出しています。

委員D：これでよいと思います。

委員A：「事業者等」の定義ですが、事業者の中には「市民」も当然入ると思います。個人事業者は市民ですので。市民の場合を除くということを書かなくてよいのでしょうか。「市民」で読むのか「事業者等」で読むのか、どちらなのかというふうにならないのでしょうか。

嶋田先生：両方で読んでもよいと思います。

委員B：修正前の条文案では、「個人及び法人をいう」となっていたのが、「個人及び団体」となっているのはなぜでしょうか。

事務局：法人格を持たないNPOも含めるために変えています。

嶋田先生：「団体」という表現だけでは、法人も含んでいるというニュアンスが出にくいので、「個人及び法人、その他の団体をいう」と変えてみるのがよいかもしれません。次に、＜自治の基本原則＞についてですが、「補完性の原則」ということを入れるのであれば定義付けをしないといけません。同じ意味のことをいうとしても、言葉としては使わない方がよいかもしれません。

委員A：私もそう思います。「補完性の原則」と言われても聞き慣れていません。第

1 号に書かれている内容と組み合わせるなどした方がよいと思います。

嶋田先生：ただ、第 1 号は「市民がまちづくりの主体であるとともに、取り組みの自主性を尊重すること」ですが、文章としておかしいので、組み合わせるとしても、それ自体も修正すべきです。「取り組みの自主性を尊重すること」と書かれていますが、誰が尊重するのかわかりません。

委員 A：それでは、1 号は書き直してください。2 号で「互いに市政運営に関する情報を共有すること」となっていますが、情報共有の前に情報の提供に努めることを原則にできないでしょうか。提供されなければ情報共有できません。

嶋田先生：3 号は、「市は、説明責任を果たし、市民参画の機会を保障すること」となっていますが、2 つに分けた方がよいのではないのでしょうか。説明責任は説明責任で書く。市民参画は市民参画で書くというふうに。整理しますと、4 号の「補完性の原則」については、補完性の原則という言葉を使わずに、1 と組み合わせながら条文を修正していただく。2 号は情報共有の原則はよいけれども、市として情報提供に努めるということを、もう少しはっきり書いた方がよいということ。3 号として、市民参画の保障を入れるということ。4 号として、説明責任を持つてくるということ。

委員 A：5 号として、「男女が個人として能力を発揮する機会が尊重されること」とされていますが、能力の問題ではなくて社会的な性差別を無くすということが重要ではないのですか。

委員 B：奥州市の条例が参考になるのではないのでしょうか。男女共同参画の原則ということで「各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加し、参画するまちづくりを推進するものとする。」と書かれています。

庁内 P T ②：以前の会議の中では、「日田市男女共同参画推進条例」を参考にするという話もあったと思います。

事務局：日田市の男女共同参画推進条例の第 3 条第 1 号の記載内容を参考にはしています。

嶋田先生：男女共同参画社会基本法の第 2 条を参考に、「男女が、日田市の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるようにする」などが考えられます。ポイントは、「対等である」ということと「自らの意思によって活動に参加できる」ということだと思います。法律の文言などを参考にしながら修正をお願いします。

嶋田先生：次の＜市民の権利＞ですが、一つ付け加えるなら、ニセコ町では「私たち町民はまちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する」となっており、「市民がまちづくり主体」という言葉が入っています。

委員 A：＜自治の基本原則＞の 1 号をどのように修正するかわかりませんが、現時点

では「市民がまちづくりの主体」と書かれていますので、入れなくてよいと思います。
「まちづくりに関して意見を表明し、参画する権利」となっていますが、「表明し、提案し、又は参画する権利」としてはどうでしょうか。

庁内PT②：「提案」がそこに入るのであれば、3号の「市民と行政とのまちづくりにおける役割分担の見直しを提案する権利」というのは必要性がなくなるような気がします。

嶋田先生：協働のところにに入れてみてはどうでしょうか。役割見直し提案のような視点を含めていただくことでお願いします。

【次回会議を1月11日（金）とし、終了】